平成２９年（フ）第９１号
埼玉県八潮市大字大瀬1407番地41　コーポ峰201
債務者　岩江　忠臣
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
埼玉県草加市清門１丁目280番地３　ファミーユ草加101号
債務者　小杉　堅太
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
埼玉県越谷市相模町１丁目119番地１　コットドゥレストＣ―202
債務者　篠塚　光世
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
札幌市北区百合が原４丁目１番21―1001号
債務者　河野たか子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５０号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地28　ハビタエイトビル506号
債務者　松浦　澪子（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６７号
札幌市厚別区青葉町13丁目10番８号　シンアツシンマンション103号
債務者　中川　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０５号
札幌市豊平区月寒東５条８丁目４番５号　小熊ハイツ５号
債務者　秦　　雅人
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４０号
札幌市東区北36条東６丁目３番15号　エスポアールシンエー203号
債務者　川守田茂夫
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５３号
札幌市白石区北郷１条８丁目12番14号　コーポ北郷203号
債務者　鹿内　美紀
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７７号
札幌市豊平区平岸３条12丁目３番16―408号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３号
山形県米沢市城西３丁目１番53号
債務者　久米沢幸一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第２５号
山形県米沢市中田町658番地の３　県営中田第一アパート１号133号室
債務者　竹田　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第３１号
前住所　埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻５丁目１番地８　伊勢三荘10
債務者　門屋　智美
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３号
埼玉県川越市大字古谷上5741番地２
債務者　飛田　貴子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８５号
埼玉県所沢市東所沢４丁目１番地の23　レオネクストコーポヒロ103
債務者　奥寺　弘幸
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９８号
埼玉県ふじみ野市大井662番地７
債務者　大橋　啓子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５３９５号
大阪府豊中市刀根山２丁目７番14の１号
債務者　吉見麻奈美（旧姓尾辻）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで大阪地方裁判所第６民事部